○特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）（平成11年４月大蔵省金融企画局）

改　正　後	改　正　前
（第二項有価証券の所有者が届出を要する人数未満になった場合等） ４－２　有価証券届出書又は有価証券通知書（法第 25 条の２第１項の規定の適用を受けるものに限る。以下４－２において同じ。）（以下４－２において「有価証券届出書等」という。）の提出日以後、当該有価証券届出書等による取得勧誘若しくは売付け勧誘等に係る第二項有価証券を所有することとなった者の人数が 500 名未満である場合又は当該有価証券届出書等に係る有価証券の募集若しくは売出し若しくは発行を取り止めようとする場合には、当該有価証券届出書等を提出した者は、遅滞なく、当該有価証券届出書等を取り下げる旨を記載した「届出の取下げ願い」を関東財務局長に提出するものとする。この場合には、当該有価証券届出書及びその写し又は当該有価証券通知書（その添付書類を含む。）について法第 25 条又は同項の規定による公衆縦覧を取り止めるものとする。	（第二項有価証券の所有者が届出を要する人数未満になった場合等） ４－２　有価証券届出書の提出日以後、当該有価証券届出書による取得勧誘若しくは売付け勧誘等に係る第二項有価証券を所有することとなった者の人数が 500 名未満である場合又は当該有価証券届出書に係る有価証券の募集若しくは売出し若しくは発行を取り止めようとする場合には、当該有価証券届出書を提出した者は、遅滞なく、当該有価証券届出書を取り下げる旨を記載した「届出の取下げ願い」を関東財務局長に提出するものとする。この場合には、当該有価証券届出書及びその写しについて法第 25 条の規定による公衆縦覧を取り止めるものとする。